

令和2年度 各種助成制度について

(公社)長崎県トラック協会が実施する各種助成事業についてお知らせします。
助成を希望する場合は、要綱、要領等をご確認の上、申請頂きますようお願い致します。

助成事業に係る注意点等

■車両、装置関係に関する全助成事業で事前申請が必要

車両、装置等を導入する前に申請手続きが必要です。

なお、助成事業の申請は、原則、県ト協本部会員（本社等）により行って下さい。

※助成の対象は、長崎県内の認可営業所で使用する機器及び車両、及び所属する人員です。

※4～7月導入分については事後申請を認めますが、7月31日（金）までに申請して下さい。

■事前申請は7／1～12／18、実績報告は2／26まで

事業詳細で別に定められたものを除き、事前申請（申請書の提出期限）の期限は令和2年12月18

日、実績報告書の提出期限（導入、装着から支払いまで完了）は令和3年2月26日となります。

※3月導入（実施）分は助成対象外となりますので、計画的な導入・実施を行って下さい。

■運輸事業振興助成交付金に係る順守事項について

助成事業の原資である運輸事業振興助成交付金助成金については、長崎県より順守事項（次項参照）が定められています。なかでも、交付要綱等の順守（申請期限等）、財産処分の制限（定められた期間内は財産処分を行ってはならない、仮に財産処分を行った場合や協会を退会した場合や会員待遇停止となった場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す）については、特にご留意頂きますようお願い致します。

■助成事業に係る調査について

助成を受けた事業者は、全日本トラック協会や県トラック協会が実施する導入効果に関するアンケート調査等への協力義務が発生します。助成事業を継続、充実していく為にも重要な調査となりますので、ご協力頂きますようお願い致します。

■国補助金との重複不可について

一部助成を除き、国の補助金（補正予算による補助金も含む）と重複して助成金を受けることはできません。仮に協会へ助成金を申請した後に国の補助金申請を行った場合は、速やかに申請取下げを行って下さい。

■交付決定の保留について

助成金の交付決定は、予算の範囲内で行います。なお、予算超過分については、交付決定を保留し、年度末に補正予算でその予算を確保できた場合にのみ交付決定を行います。よって、予算の都合等により不交付となる場合もあります事をあらかじめご了承承知下さい。

運輸事業振興助成交付金に係る順守事項について

当協会が実施しています助成事業の原資である運輸事業振興助成交付金助成金について、長崎県より、以下について会員の皆様に対し周知するよう指導を受けましたのでお知らせします。
助成事業をご利用の事業者の方におかれましては、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

当協会が実施する助成事業における順守事項

- (1) 各助成金の交付要綱、要領等をよくご確認の上、申請して下さい。
また、受付期間超過後の申込みや必要書類の不足は認められません。
- (2) 各助成事業で規定されている財産処分制限期間（低公害車：法定耐用年数、その他機器1年間）の間は、財産管理台帳を作成する等関係書類を整備保管しなければなりません。
- (3) 助成を受けて導入した機器、車両、施設等については必要な管理を行い、助成金の目的に従つて、効率的に運営しなければなりません。
- (4) 助成金を受けた事業者は、各助成事業で規定されている財産処分制限期間の間は、助成を受けた機器、車両、施設等を当協会の承認を得ずに処分（他県営業所での使用も含む）する事はできません。承認を得て処分した場合でも、売却等で収入があった場合は、その全部又は一部を交付した助成金の範囲で返納して頂きます。

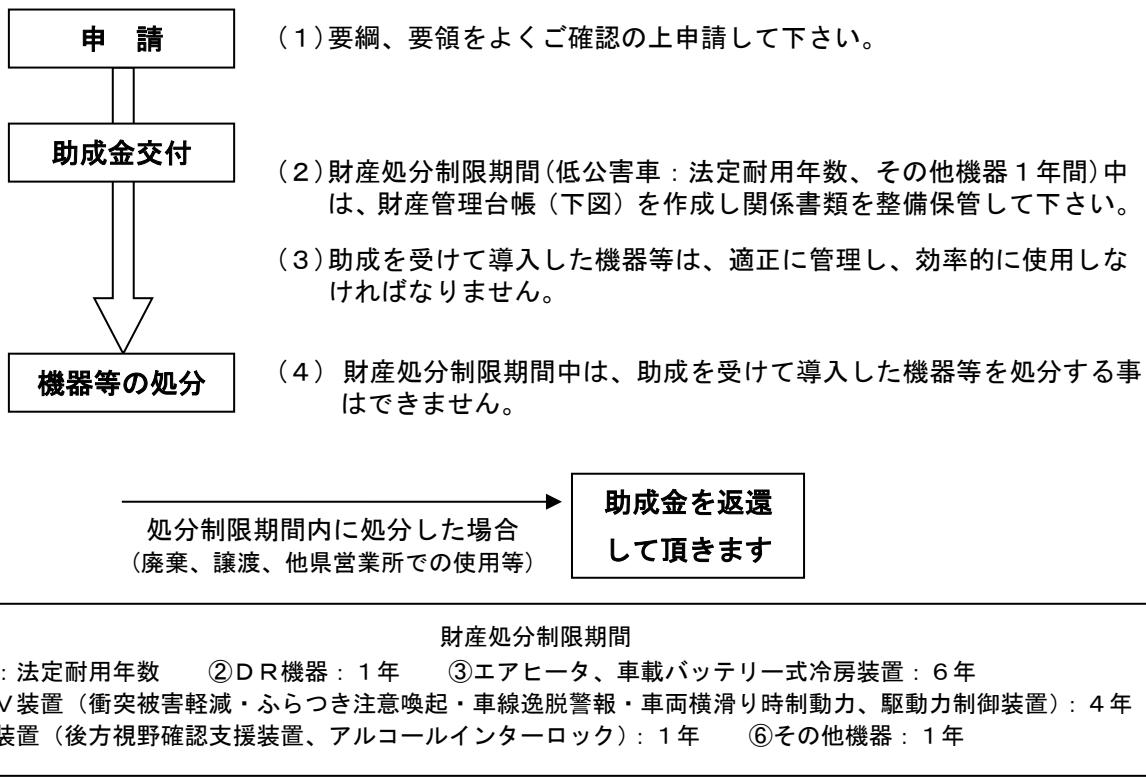
県交付決定通知書原文（抜粋）

補助事業者は、間接補助金に関しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる事項を順守するよう指導しなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、規則、交付要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。
- (3) 間接補助事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産及び助成事業により整備した施設等については、助成事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従つて、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 間接補助事業者は、当該財産のうち、実施要綱第10条第2項に定められている財産については、処分期間を経過していない場合においては、補助事業者の承認を受けないで間接補助金交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸付及び担保に供してはならないこと。
なお、上記によりトラック協会の承認を得て当該財産及び当該施設等を処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付せることがあること。

*参考：補助事業者＝協会、間接補助金＝助成金、間接補助事業者＝助成金を受けた会員事業者

イメージ



財産管理台帳作成例

財産管理台帳								
番号	助成対象機器(車両)	助成種別	助成機関	助成金額	助成金受領日	導入(登録)日	財産処分制限期間	備考
1	長崎〇〇か〇〇〇〇	低公害車	長崎県トラック協会	¥300,000	平成23年6月1日	平成23年5月1日	平成28年4月30日	
2	〇〇社製バックアイカメラ	安全装置	長崎県トラック協会	¥30,000	平成23年6月1日	平成23年5月1日	平成24年4月30日	長崎〇〇か〇〇〇〇装着分
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
計								

*上記はあくまで作成例ですが、助成金を受けた機器(車両)毎に助成金受領日・額、財産処分制限期間等を記載する等必要な管理が行えるよう作成して下さい。

■環境対応車助成（旧名称：ポスト新長期助成）

県ト協単独（ポスト新長期）助成を廃止しました。

C N G、ハイブリッド助成内容等の詳細は、交付要綱、実施要領等にてご確認下さい。

■運転記録証明申請上限数の拡充

当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び新規採用者とします。

■各助成事業における1社あたりの申請上限について

限られた予算の中で多くの会員に利用して頂けるよう保有車両数等により申請上限を設けます。

詳細は各助成事業の要綱、要領にてご確認下さい。

①ドライバー等研修：1回あたり1事業者2名まで

（※新西海自動車学校開催初任運転者特別講習会除く）

②健康診断：保有車両数の1.2倍まで（小数点以下切上げ）

※保有車両数は、協会が把握している各社の台数（会費基礎分）となります。

※機器関係の助成事業では、保有車両数を超えた数の申請は行えません。

※免許取得に対する申請上限は設けておりません。

■助成金交付申請に係る連絡先等の事前届け出について

助成種別が多岐にわたる中、スムーズな助成事務を行う為に、申請に係る問合せ窓口となる担当者名やその連絡先及び助成金の振込先などを事前に届け出て頂くこととします。

お手数おかけしますが、ご協力頂きますようお願い致します。

各助成事業の詳細について（助成事業概要、交付要綱、実施要領、申請様式）

1. 交通安全対策

(1) ドライブレコーダ機器導入促進助成事業について	P 6～9
(2) 安全装置等導入促進助成事業について	P 10～13
(3) アルコール検知器導入促進助成事業について	P 14～17
(4) 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業について	P 18～21
(5) 血圧計導入促進助成事業について	P 22～25
(6) S A S スクリーニング検査受診促進助成事業について	P 26～28
(7) 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成事業について	P 29～32
(8) 初任運転者特別講習会について	P 33
(9) 健康診断受診促進助成事業について	P 34～35
(10) 安全性評価事業認定促進助成事業について	P 36～38
(11) 運転記録証明書取得促進助成事業について	P 39～40
(12) 適性診断（特定）受診促進助成事業について	P 41～42
(13) 適性診断機器導入促進助成事業について	P 43～44

2. 環境対策

(1) 環境対応車導入促進助成事業について	P 45～48
(2) アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業について	P 49～52
(3) グリーン経営認証取得促進助成事業について	P 53～56

3. 輸送サービス改善対策

(1) 信用保証料助成事業について	P 57～60
(2) 準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成事業について	P 61～64
(3) 中小企業大学校講座受講促進助成事業について	P 65～67

4. 各種様式等 ※申請様式は上記（ ）となります。

1 - (1)～(5)、2 - (2)	P 68～72
1 - (6)	P 73
1 - (7)	P 74～75
1 - (8)	P 76
1 - (9)	P 77
2 - (3)	P 78～79
3 - (1)	P 80
3 - (2)	P 81～83
3 - (3)	P 84～87
変更届出書、取下届出書	P 88～89
運転記録証明申請関係	P 90～92

ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業について

会員のドライブレコーダ導入に対し、種別に応じた助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行う必要があります。**

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	別に定める助成対象機器 ※全日本トラック協会「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で 運行管理連携型、標準型に分類された機器
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	・運行管理連携型車載器1台あたり2万円（県ト協：2万円） ・標準型車載器1台あたり1万円（県ト協：1万円）
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。※見積書（写）要添付 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、装置を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、装置導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 ＊必要添付書類：車検証の写し（車両装着分のみ）、装置分の領収書の写し、取付証明書・請求内訳書 ＊リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 ＊領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該装置導入が特定できる記述が必要です。 新車装着等により領収書に記述がない場合は、請求書等の特定できる書類を添付して下さい。
注意点	①国の補助金と重複して申請できません。 ②各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ③申請と異なる導入（装着車両の変更、導入数の減少）を行う場合は、変更届、取下届が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。

令和2年度ドライブレコーダ機器等導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

事故防止や安全運転への取り組みを支援するため、事故や急加速、急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するドライブレコーダの普及を図る。

2. 予算

2, 050千円

3. 助成交付額

「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で「運行管理連携型」と分類された車載器1台あたり20,000円、「標準型」と分類された車載器1台あたり10,000円を交付する。

4. 助成対象機器

映像や走行に関するデータを記録できるドライブレコーダ車載器で、「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で「運行管理連携型」及び「標準型」と分類された機器

5. 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。

但し、交付申請については12月18日まで、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 申請様式

様式1「ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付申請書」を共通様式1「令和2年度助成金交付申請書」に、様式3「ドライブレコーダ機器等導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を共通様式2「令和2年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）」に代えて申請するものとする。

7. 交付要綱

ドライブレコーダ機器導入促進助成金交付要綱を別に定める。

ドライブレコーダ機器等導入促進助成金交付要綱

平成18年3月23日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県 トラック 協会（以下「県ト協」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる機器は、別に定める映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等で、全日本 トラック 協会（以下「全ト協」という。）が別に定める「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン」で分類され、一定の評価を得られた機器等とする。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、機能に応じて別に定める額を交付する。
ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1によるドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 県ト協は、前条共通様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1によるドライブレコーダ機器等導入助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。
2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第 6 条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の助成事業変更届出書を、申請を取下げる場合は、様式4の助成事業取下届出書を提出しなければならない。

但し、導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった機器を装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第13条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協及び全ト協の求めがあった場合、原則として、導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成18年3月23日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

—省略—

附則（令和2年3月19日）

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

安全装置等導入促進助成事業について

会員の安全装置（後方視野確認支援装置：バックアイカメラ、側方視野確認支援装置、アルコールインター・ロック、IT点呼に使用するアルコール検知器）導入に対し、助成を行います。
助成を希望する場合は、[装置導入前に交付申請を](#)、[装置導入後に実績報告を行う必要があります。](#)
※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	別に定める助成対象機器（全日本トラック協会の助成対象機器） * IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限ります。 * 側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に助成します。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	・1台あたり20,000円
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ※1台の車両に複数の助成対象装置を導入する場合は、装置毎に申請してください。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、装置を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、装置導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：車検証の写し（車両装着分のみ）、装置分の領収書の写し、取付証明書、請求内訳書 *リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 *領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該装置導入が特定できる記述が必要です。 新車装着等により領収書に記述がない場合は、請求書等の特定できる書類を添付して下さい。
注意点	①国の補助金と重複して申請できません。 ②各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ③申請と異なる導入（装着車両の変更、導入数の減少）を行う場合は、変更届、取下届が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。

令和2年度安全装置等導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、安全に資する装置等である後方視野確認を支援するバックアイカメラ、側方視野確認を支援するサイドビューカメラ、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置およびIT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の普及促進を図る。

2. 予算

5, 000千円

3. 助成対象安全装置

助成対象とする安全装置等は、交付要綱第2条の基準に適合し、かつ、全ト協が認める次の安全装置とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置（車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。）
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り、助成対象とする。）

4. 助成交付額

助成金の額は、1台あたり20,000円とする。

※国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

※会費の滞納がある場合には助成金を交付しない。

5. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

*実績報告書の提出期限日：令和3年2月26日

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 申請様式

様式1「安全装置等導入促進助成金交付申請書」及び様式2「安全装置等導入助成金交付決定通知書」を共通様式1「令和2年度助成金交付申請書」に、様式3「安全装置等導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を共通様式2「令和2年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）」によるものとする。

8. 交付要綱

安全装置等導入促進助成金交付要綱を別に定める。

安全装置等導入促進助成金交付要綱

平成18年5月16日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等を導入する会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置、
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(交付額等)

第 3 条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、対象装置の種別に応じて別に定める額を交付する。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、別に定める期日までに、共通様式1による安全装置等導入促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付申請期限)

第 5 条 前条の助成金交付申請の提出期限を実施要領で定める。

(交付決定)

第 6 条 県ト協は、第4条による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、共通様式1による安全装置等導入助成金交付決定通知書により会員事業所へ通知する。
2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、装置導入を完了したときは、別に定める期日までに共通様式2助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 県ト協は、第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容の変更を行う場合は様式3の助成事業変更届出書を、申請を取り下げる場合は様式4の助成事業取下届出書を提出しなければならない。

なお、導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第13条 助成金の交付を受ける会員事業者は、県ト協及び全ト協の求めがあった場合、各種調査に協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成18年5月16日）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

－省略－

附則（令和2年3月19日）

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

アルコール検知器導入促進助成事業について

会員のアルコール検知器購入に対し、助成を行います。

助成を希望する場合は、**機器導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行う必要があります。**

※ 4～7月中の機器導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	市販されている全てのアルコール検知器 *協会が特定の機器を指定・推薦することはありません。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	機器価格の1/2 *上限2万円
申請方法	<p>①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 機器の導入前に交付申請書を提出して下さい。</p> <p>②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。</p> <p>③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：領収書の写し *リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 *領収書(リース契約書、割賦販売契約書)については、当該 機器導入が特定できる記述が必要です。</p>
注意点	<p>①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。</p> <p>②IT点呼に使用するアルコール検知器に係る助成は、県ト協が行う他の助成事業（安全装置等導入促進助成事業）と重複して申請できません。</p> <p>③申請と異なる導入（装着車両の変更、導入数の減少）を行う場合は、変更届、取下届が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。</p>

令和2年度アルコール検知器導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

新たにアルコール検知器を導入した会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

1, 000千円

3. 助成交付額

機器価格の2分の1の額（上限2万円）

4. 助成対象機器

(公社)長崎県トラック協会に所属する会員事業所がアルコール検知器を導入する際に限る。

* Gマーク認定事業者のIT点呼に係るアルコール検知器については、安全装置導入促進助成事業において助成を行う。

5. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

* 交付申請については12月18日まで、実績報告については2月26日までを期限とする。

* 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 申請様式

様式1「アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」を共通様式1「令和元年度助成金交付申請書」に、様式3「アルコール検知器導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を共通様式2「令和元年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）」に代えて申請するものとする。

8. 交付要綱

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱を別に定める。

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成18年5月16日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事故防止を目的にアルコール検知器（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器とする

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、種別に応じて別に定める額を交付する。
ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1によるアルコール検知器導入促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 県ト協は、前条共通様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1によるアルコール検知器導入促進助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。
2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第 6 条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第 10 条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の助成事業変更届出書を、申請を取下げる場合は、様式4の助成事業取下届出書を提出しなければならない。
但し、導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

- 第12条 会員事業者は、交付対象となった機器を装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
- 但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

- 第13条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。
- 2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

(その他必要な事項)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成18年5月16日）

－省略－

附則（令和2年3月19日）

- 第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業について

中小企業者である会員の衝突被害軽減ブレーキ装置導入に対し、助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行なう必要があります。**

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

※中小企業者とは、次のいずれかとする。

①資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

※国補助金との重複は妨げない。

助成対象	車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した別に定める助成対象機器 ※国の「事故防止対策支援推進事業（先進自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一のものとなります。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	車両1台あたり装置の取得価格の2分の1※上限5万円（全ト協：5万円）
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、装置を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、装置導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 ＊必要添付書類：搭載証明書、中小企業者であることが確認できる書類（直近事業年度分の事業報告書における資本金、従業員の記載があるページ）、車検証（写）、取得価格が確認できる書類（見積書、請求書、領収書等） ＊リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 ＊領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該装置導入が特定できる記述が必要です。 新車装着等により領収書に記述がない場合は、請求書等の特定できる書類を添付して下さい。
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②申請と異なる導入を行う場合は変更届出書が必要です。

令和2年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）の普及を図る。

2. 予算

1, 500千円

3. 助成交付額

1車両あたり装置の取得価格の2分の1（上限5万円）を交付する。

4. 助成対象機器

助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

5. 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。

但し、交付申請については12月18日まで、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱を別に定める。

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成18年3月23日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象者及び対象機器)

第 2 条 助成の対象となる者は、県ト協の会員で中小企業者（資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人のいずれかとする）に限るものとする。
2 助成の対象となる機器は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、別に定める別に定める額を交付する。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、共通様式1による衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 県ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。
2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第 6 条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、別に定める期日までに共通様式2衝突被害軽減ブレーキ装置導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第 10 条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の変更届を、申請を取り下げる場合は、様式4の取下届を提出しなければならない。

(助成金の返還)

- 第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(装置の処分制限)

- 第12条 会員事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
- 但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

- 第13条 助成金の交付を受ける会員事業者は、県ト協及び全ト協の求めがあった場合、機器等導入の効果等の報告に可能な限り協力するものとする。

(その他必要な事項)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成18年3月23日）

- 第1条 本要綱は平成18年4月1日より適用する。

—省略—

附則（令和2年3月19日）

- 第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

血圧計導入促進助成事業について

会員の血圧計導入に対し、種別に応じた助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行う必要があります。**

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	別に定める助成対象機器（全日本トラック協会の助成対象機器） ※全日本トラック協会が別に定める助成対象機器
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	取得価格の2分の1（※上限10万）
申請方法	<p>①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 機器の導入前に交付申請書を提出して下さい。※見積書（写）要添付</p> <p>②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。</p> <p>③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：請求書及び領収書の写し</p>
注意点	<p>①国の補助金と重複して申請できません。 ②各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ③申請と異なる導入（機器の変更）を行う場合は、取下届が必要です。 導入機器の変がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。</p>

令和2年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算

350千円

3. 助成交付額

1事業者1台 取得価格の2分の1（上限100,000円）

4. 助成対象血圧計

管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とする。

5. 実施期間

令和2年4月1日から令和3年2月26日までとする。

但し、交付申請については12月18日まで、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

血圧計導入促進助成金交付要綱を別に定める。

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月19日制定
公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自动血圧計（業務用）とし、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める基準を満たす機器とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、別に定める額を交付する。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1による助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 県ト協は、前条共通様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1による助成金交付申請書により会員事業所へ通知する。

2 県ト協は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第7条 会員事業者が、血圧計導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2実績報告書を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業者に対して助成金を交付する。

(申請の変更)

第10条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の変更届を提出しなければならない。

ただし、導入する機器を変更する場合は、取下げ後あらたに交付申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定後導入を取りやめた場合、速やかに申請の取下げをしなければならない。

(助成金の返還)

第12条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第13条 会員事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則) (令和2年3月19日)

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

S A Sスクリーニング検査受診促進助成事業について

会員が従業員に指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を実施した場合、助成金を交付します。

助成を希望する場合は、検査機関への受診申込前に協会へ申請し、検査後に実績報告（助成金交付請求）を行う必要があります。

助成対象	指定機関によるS A S検査（第1次検査、第2次検査）
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	<p>検査費用の半額（上限2,500円）</p> <p>第1次検査： 簡易アンケート → 上限500円</p> <p>第2次検査： 検査機器を使った簡単な検査 → 上限2,000円</p> <p>【全ト協指定機関】</p> <ul style="list-style-type: none">・N P O法人 睡眠健康研究所・N P O法人 ヘルスケアネットワーク・一般財団法人 運輸・交通S A S対策支援センター <p>【地方協会指定機関】</p> <ul style="list-style-type: none">・社会医療法人 春回会 井上病院 検査料金：¥2,160（税込み）・医療法人 明和会 伊崎脳神経外科・内科 検査料金：¥3,790（一般事業者の場合）、¥2,930（産業医事業者の場合）
申請方法	必ず事前に協会へ助成適用の可否及び申請の流れ、申請様式等につきましてお問合せ下さい。
注意点	要治療と判定された場合の精密検査等は健康保険が適用され助成対象外です。

S A Sスクリーニング検査受診促進助成金交付要綱

平成17年5月17日制 定
平成30年3月19日一部改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、睡眠時無呼吸症候群（以下「S A S」という）患者の早期発見と適切な治療及びS A S治療中の運転者に対し、点呼時の健康管理等を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とし、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「県ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）がその従業員に行うS A Sスクリーニング検査の受診料への助成金交付事業について必要な事項を定める。

(助成対象)

第 2 条 県ト協は、会員が以下の指定検査・医療機関に自社の運転者のS A Sスクリーニング検査を受診させた時に助成する。

(指定検査・医療機関)

第 3 条 S A Sスクリーニング検査を実施する検査・医療機関は別に定める「トラック運転者等の『睡眠時無呼吸症候群』スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規定」に基づき公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という）が指定する機関とする。

(助成対象の検査)

第 4 条 助成対象となる検査は、S A Sスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第1次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）および第2次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）とする。

(助成額)

第 5 条 検査の助成額は次のとおりとする。
1 第1次検査費用の半額（上限 500円／人）
2 第2次検査費用の半額（上限 2,000円／人）

(申請受付等)

第 6 条 申請受付開始日及び受付締切日は、別に定めるものとする。

(助成適否の事前確認)

第 7 条 助成を希望する会員は、助成適用の可否について、事前に地方協会の確認を受けなければならぬ。

(検査の予約と申込)

第 8 条 前条の確認を受けた会員は、「スクリーニング検査事前申込書【様式1-1】」を、県ト協に提出するものとする。
2 事前申込書を提出した会員は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約し、提出した日より原則1ヶ月以内に検査を受けるものとする。

(検査の受診)

第 9 条 会員及び申込者は、検査にあたり、「スクリーニング検査申込書兼委任状【様式1-2】」（以下「申込書兼委任状」という）に署名・捺印し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを会員が保管するものとする。

- 1 会員は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは当該者の欄のみの写しを交付するものとする。
- 2 申込書兼委任状の取扱については、指定検査・医療機関及び会員は個人情報保護法に基づき、目的外利用および紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の支払請求)

- 第10条 会員は、検査終了後「スクリーニング検査実績報告書【様式1－3】」(以下「実績報告書」という)と指定検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付し、県ト協に提出するものとする。
- 2 県ト協は、会員から提出された助成金申請書を「スクリーニング検査助成金請求書一覧【様式1－4】」に1ヶ月ごとにとりまとめ、全ト協会長に対して助成金の支払を請求するものとする。

(助成金の交付)

- 第11条 前条により交付を受けた県ト協は、会員に対して速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

- 第12条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(検査の結果報告)

- 第13条 事業者は、第10条に規定する助成金の支払請求の後、1ヵ月以内に、SASスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した人についてはその結果について、「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式1－5】」(以下「検査結果報告」という)により県ト協に報告するものとする。
- 2 県ト協は、事業者から提出された検査結果報告をとりまとめ、1ヵ月以内に全ト協に報告するものとする。

(指定検査・医療機関の結果報告)

- 第14条 指定検査・医療機関は、次の各号において「検査の実績と受診者の判定比率【様式1－6】」により、毎年度6月30日までに全ト協に報告するものとする。
- (1) 年間の検査の実績人数及び検査結果の判定人数と比率
 - (2) 要精密検査と判定された後の治療状況等の報告

(その他必要な事項)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（令和2年3月19日）

本要綱は令和2年4月1日より適用する。

改正前の要綱（平成25年5月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

安全運転研修（ドライバー等安全教育訓練促進助成）について

会員が運転者及び管理者等を指定研修施設へ派遣し、所定の研修コースを受講させた場合、助成を行います。

助成対象	運転者及び安全運転管理者等を受講させた会員事業者
申請期間	令和2年4月1日（水）～令和3年2月26日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	<p>①受講料に対する助成 研修施設が定める研修コースであって、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修）については、研修受講料の7割 ※Gマーク取得事業者は全額助成</p> <p>（2）一般運転者・初任運転者・指導監督者研修については研修受講料全額</p> <p>②交通費 離島（五島、上五島、壱岐、対馬）支部会員について、交通費の一部助成として1万円を助成します。</p>
申請方法	<p>①協会へ事前確認 協会へ人数枠などの確認を行って下さい。</p> <p>②研修受講予約、受講申込み及び助成金の事前申請 研修機関へ受講予約を行った後、協会へ研修機関が別に定める書類を添えて、助成金事前申請書（様式1）を協会へ提出して下さい。</p> <p>③研修施設への研修申込み （1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修）の受講の場合 協会から受講の承認の連絡があり次第、研修施設へ受講申込み手続き等を行って下さい。</p> <p>（2）一般運転者・初任運転者・指導監督者研修の受講の場合 協会が利用状況等を勘案し、助成対象事業者の割当てを行い、協会が研修施設へ一括して受講申込みを行いますので、受講の是非について協会よりお知らせします。</p> <p>④受講料の支払いについて （1）全ト協指定コース（安全運転管理者研修、ドライバー研修） 受講開始日の7日前までに研修機関へ所定の受講料を支払って下さい。</p> <p>（2）貨物自動車一般運転者コース（安全運転研修会） 協会より研修機関へ直接受講料を支払います。</p> <p>⑤研修受講後（7日以内） 研修機関が別に定める書類を添えて、助成金交付請求書（様式2）を協会へ提出して下さい。</p>
注意点	<p>①助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合は、速やかに協会へ連絡し、変更届出書（様式5）を提出して下さい。</p> <p>②研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとします。</p>

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

運転者及び管理者等を指定研修施設へ派遣し、所定の研修コースを受講させた会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 研修対象施設

施設名：総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
所在地：福岡県遠賀郡遠賀町今古賀81-1

3. 助成対象研修

令和2年4月1日から令和3年2月26日までの研修施設が定める研修コースであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貨物自動車安全運転管理者コース<全ト協研修>
- (2) 貨物自動車特別運転者コース<全ト協研修>
- (3) 一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修<県ト協研修>

4. 予算

9, 209千円

5. 助成交付額

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| (1) 貨物自動車安全運転管理者コース | 46, 900円 (研修受講料の7割) |
| (2) 貨物自動車特別運転者コース | 46, 900円 (研修受講料の7割) |
| (3) 一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修 | 49, 500円 (研修受講料全額) |

※(1)、(2)の研修コースについて、Gマーク取得事業者は全額助成する。

- 2 離島（五島、上五島、壱岐、対馬）支部所属会員に対しては、更に交通費に対する助成金として一律10,000円を交付する。
- 3 (1) (2)の研修コースに係る助成金は、実績報告書（助成金交付請求書）の提出後、交付する。
- 4 (3)の研修コースに係る助成金のうち、受講料に対する助成金は協会が直接研修施設に支払い、交通費に対する助成金は助成対象事業者へ交付する。

6. 助成上限

研修1回あたり1事業者2名までとする。

7. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

*交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

8. 交付要綱

貨物自動車ドライバー等安全運転研修取得促進助成金交付要綱を別に定める。

貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金交付要綱

平成12年4月27日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「会員」という。）が安全対策の一環として行う、ドライバー及び安全運転管理者等の安全教育施設への派遣を促進するための助成事業の実施に関して、必要な事項を定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成要件)

第 2 条 助成の要件として、協会の会員（貨物運送取扱専業者は除く）が本要綱第3条に定める助成対象研修施設に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施した場合に助成を行う。
2 ただし、会費の滞納がないこと。

(助成対象研修施設)

第 3 条 助成対象施設となる研修施設は、別に定めるものとする。

(助成対象研修)

第 4 条 対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、協会及び全ト協が指定する2泊3日間の「特別研修」及び1泊2日間の「一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修」から構成される。

(研修受講料)

第 5 条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

(助成交付額及び受講定員)

第 6 条 助成交付額は、別に定める研修コースに応じて、研修受講料の全額又は一部及び交通費として、受講者1名あたり下表のとおりとし、交付額算定の際、事業者負担額は百円未満切り捨てとする。

区分	交通費額	受講料に対する助成額	
		第4条特別研修	第4条その他研修
五島、上五島、 壱岐、対馬支部所属会員	1万円	研修受講料の7割 但し、Gマーク取得事業者は全額	研修受講料全額
上記以外の地区所属会員	—		

- 2 ただし、次の場合は受講者が研修受講料の全額または一部を負担しなければならない。
1. 研修受講の4日前までに県ト協及び研修施設に受講の変更または中止を連絡しなかった場合
2. 特別な事由なく申込みを行った研修を受講しなかった、又は受講を途中で中止した場合。
3. 本要綱及び本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為があった場合。

(助成金交付申請)

第 7 条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(受講前)

助成金事前申請書（様式1）

(受講後)

助成金交付請求書（様式2）

2 第4条（1）貨物自動車安全運転管理者コース、（2）貨物自動車特別運転者コースの受講の際は、助成協調機関が別に定める書類を併せて提出しなければならない。

（研修施設への申込み）

第 8 条 第4条（1）貨物自動車安全運転管理者コース、（2）貨物自動車特別運転者コースの受講の際は、前条の事前申請に対して協会から受講の承認の連絡があり次第、会員により研修施設へ受講申込み手続きを行い、第4条（3）一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修の受講の際は、前条の事前申請に対して協会が利用状況等を勘案し、助成対象事業者の割当てを行い、協会が研修施設へ一括して受講申込みを行うものとする。

（受講料の納入）

第 9 条 助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。
2 ただし、第4条（3）一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修受講に係る研修料については、研修終了後、協会が直接、研修施設に支払うものとする。

（助成金の交付）

第 10 条 協会は会員より受講後の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が条件に適合すると認めたときは会員に対して助成金を交付する。
2 ただし、第4条（3）一般運転者・初任運転者・添乗指導者研修に係る助成金のうち、受講料に係る助成金は協会が直接研修施設に支払い、交通費は助成対象事業者へ交付する。

（受講講座の変更及びキャンセル）

第 11 条 会員は助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合、速やかに協会へ連絡し、変更届出書（様式3）を提出する。

（助成金の返納）

第 12 条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第 13 条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならぬ。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則（平成12年4月27日）

第 1 条 本要綱は平成12年4月1日より適用する。

－省略－

附則（令和2年3月19日）

第 1 条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

初任運転者特別講習会について

初任運転者特別講習会とは、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）の規定に基づき、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」及び「事業用トラックドライバー研修テキスト」に準拠した研修を、当協会が新西海自動車学校へ業務委託し開催する会員事業者の従業員を対象とした研修会です。

受講対象者	<ul style="list-style-type: none">・特別指導教育（初任）の対象者・上記にかかわらず、会員が受講必要と認めた者
-------	--

研修日程	年10回開催
	【開催予定】
	① 令和2年 4月16～17日
	② 令和2年 5月20～21日
	③ 令和2年 6月10～11日
	④ 令和2年 7月 8～ 9日
	⑤ 令和2年 8月27～28日
	⑥ 令和2年 9月16～17日
	⑦ 令和2年 10月 8～ 9日
	⑧ 令和2年 11月18～19日
	⑨ 令和2年 12月 3～ 4日
	⑩ 令和3年 1月27～28日
※ 行事等により日程が変更となる場合がありますので、確認したうえでお申し込みください。	
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により日程等が変更または中止する場合も有ります。	

講習費	講習会費用全額を助成します。 ※ 新西海自動車学校と締結する業務委託に基づき協会より直接実施機関へ支払います。
-----	--

注意点	指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容）の講習会です。 各社の業務内容に応じた教育及び、実際にトラックを運転させての安全運転指導20時間以上については各社で実施してください。
-----	---

健康診断受診促進助成事業について

会員がその従業員（運転者に限ります）に健康診断を実施した場合、助成を行います。
助成を希望する場合は、健康診断実施後に実績報告（助成金交付請求）を行う必要があります。

助成対象	労働安全衛生規則第44条による定期健康診断を実施した会員事業者 ※助成対象：令和2年4月1日～令和3年2月26日の間に受診した定期健康診断 (令和3年3月中実施分は、助成の対象となりませんのでご注意下さい)
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和3年2月26日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	受診にかかる費用の一部（2,000円）を助成します。 上限人数：当該事業所の車両数（会費基礎分）の1.2倍
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R3.2.26） 健康診断実施後に必要書類を添えて交付申請書を提出して下さい。 (必要添付書類：請求書又は領収書の写し ※受診者数要明記) ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致します
注意点	①添付書類の医療機関発行の請求書（領収書）には、必ず受診者数の明記が必要です。 ②「会費基礎分」とは、令和2年4月1日現在で協会が把握している車両数となります。

健康診断受診料助成金交付要綱

平成25年5月14日制定

平成31年3月19日一部改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という。)に所属する会員事業者(以下「会員」という。)に採用された運転者の健康診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

(健康診断の種類)

第2条 労働安全衛生規則第44条による健康診断を対象とする。

(助成対象者)

第3条 会費の滞納がない会員により事業用貨物自動車の常時選任運転者として採用された者。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、1名あたり2,000円とする。

但し、1事業者当たりの申請可能人数は、当該年度の4月1日現在における協会が把握する保有車両数の1.2倍を限度とし、1人につき1回限りとする。

2 前項の配置車両数とは、協会が実施する車両数調査結果によるものとする。

(予算額)

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

(実施期間)

第6条 別に定めるものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第7条 会員は、健康診断を実施したときは、様式1の「健康診断受診促進助成事業交付申請書」及び受診に係る請求書(写し)又は領収書(写し)等を添付の上、別に定める期日までに協会に提出しなければならない。

2 前項の請求書及び領収書には、受診者数の記載がなければならない。

(助成金の交付)

第8条 協会は、様式1「健康診断受診促進助成事業交付申請書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日より適用する

安全性評価事業認定促進助成事業について

安全性優良事業所の認定を受けた会員事業所に対し、Gマークステッカーを助成（交付）します。
助成を希望する場合は、**認定後**に交付申請が必要です。

助成対象	2020年度の安全性評価事業において、認定（新規、更新）を受けた会員事業所
申請期間	認定公表から2週間以内（申請書提出期限）
助成金額	当該事業所の配置車両数を上限に車両貼付用のステッカーを現物交付
申請方法	認定結果発表後に、交付申請書を対象事業所に直接配布します。
注意点	ステッカーの現物助成の為、自社で発注したステッカ一代の助成（助成金の交付）ではありません。

令和元年度安全性評価事業認定促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

2020年度の安全性評価事業において安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

150千円

3. 助成枚数

交付するGマークステッカーは、交付申請時における認定事業所の届出車両数を限度に交付する。

4. 申請期間

認定公表日から2週間

5. 申請要領について

事業者は、認定を受けた時は速やかに下記書類を提出すること。なお、複数の営業所が認定を受けた事業者は、営業所毎に交付申請を行うものとする。

- ・安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書

6. 交付要綱

安全性評価事業認定促進助成事業実施要綱を別に定める

安全性評価事業認定促進助成事業実施要綱

平成20年5月12日制 定
平成31年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 公益社団法人長崎県トラック協会（以下「長ト協」という。）の会員事業者が、貨物自動車運送事業安全性評価事業において安全性優良事業所の認定を取得又は更新した場合、車両等に貼付するステッカーを交付し、評価制度及び取得事業者に対する認知度の向上、安全対策を推進することを目的とする。

(助成対象)

第 2 条 助成の対象は、原則として安全対策の推進に努める長ト協の会員事業者に対し、助成する。
2 ただし、会費の滞納がないこと。

(交付枚数)

第 3 条 交付するGマークステッカーは、交付申請時における認定事業所の届出車両数を限度に交付する。
。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、認定を受けた時は速やかに様式1の「安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書」により、協会長に対してステッカーの交付を求める。
2 複数の営業所が認定を受けた事業者は、営業所毎に交付申請を行うものとする。

(交付)

第 5 条 長ト協は、前条の「安全性評価事業認定促進助成事業交付申請書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し条件に適合すると認めたときは会員事業者に対して交付する。

(その他必要な事項)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、助成の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(雑則)

第 7 条 長ト協は、会員事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(附則) (平成20年5月12日)

第 1 条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。

—省略—

(附則) (令和2年3月19日)

第 1 条 本要綱は令和2年4月1日より施行する。

運転記録証明書促進助成事業について

会員がその従業員（運転者に限ります）の運転記録証明書を取得する場合、助成を行います。

助成は、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）と締結する覚書に基づき、取得に要する費用を協会からセンターへ直接支払いますので、センターへ運転記録証明書の交付申請の際に協会の会員である旨申し出てください。（協会員専用の申請書があります。）

助成対象	選任した運転者に係る自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を取得した会員事業者
申請期間	令和2年4月1日（水）～令和3年3月26日（金）（センターへの申込み期限）
助成金額	申請手数料全額を助成します。 上限人数：当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
申請方法	①交付申請（R2.4.1～R3.3.26） 自動車安全運転センター長崎県事務所（TEL：095-825-4591）へ電話にて申し込んで下さい。 その際、協会員である旨申告し、協会員専用の申請書により申請して下さい。 ※申告しなかった場合や協会員専用以外の申請書により申請を行った場合は助成対象となりません。） ②郵送で自動車安全運転センターより運転記録証明書が送付されます。
注意点	①申請の対象となる運転者は、事業用自動車の選任運転者及び新規採用者となります。

運転記録証明書取得促進助成事業実施要綱

平成12年4月27日制 定
令和2年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「県ト協」という。)に所属する会員事業者(以下「事業者」という。)における所属運転者に関する運転記録証明書取得促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

(運転記録証明書)

第2条 自動車安全運転センターが交付する運転記録証明書を対象とする。

(助成対象者)

第3条 会費の滞納がない事業者に所属する事業用貨物自動車の運転者及び新規採用予定者。

(助成金額)

第4条 申請手数料全額(670 円)を助成する。

但し、1 事業者当たりの申請可能件数は、事業用自動車の選任運転者及び新規採用者を限度とし、1人につき1回限りとする。

(予算額)

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

(実施期間)

第6条 別に定めるものとする。

(受診料の助成)

第7条 助成の実施にあたっては、自動車安全運転センターと締結する覚書に基づき実施する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

適性診断（特定）受診促進助成事業について

会員が、運転者に適性診断（特定：初任、適齢）を受診させた場合、助成を行います。

助成は、診断実施機関（自動車事故対策機構、おんが自動車学校）と締結する覚書に基づき、受診に要する費用の一部を協会から診断実施機関へ直接支払います。

助成対象	新たに採用した運転者に初任診断を、65才以上の運転者に適齢診断を受診させた会員事業者
申請期間	令和2年4月1日（水）～令和3年3月26日（金）（受診期限）
助成金額	受診料の一部（3,800円）を助成します。 ※受診料は4,800円ですので、残る1,000円は事業者負担となります。
申請方法	①受診の申込み 診断実施機関へ各機関が定める申込方法により受診予約を行って下さい。 その際、協会員である旨申告して下さい。 ※申告しなかった場合は助成対象となりません。 ②予約日に受診の際、その窓口で事業者負担分（1,000円）をお支払下さい。
注意点	申請の対象となる運転者は、事業用自動車の運転者として選任された者となります。

適性診断（特定）受診促進助成金交付要綱

平成25年5月14日制定
令和2年3月19日一部改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会（以下「協会」という。）に所属する会員事業者（以下「会員」という。）に採用された運転者の運転適性診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的とする。

（適性診断の種類）

第2条 貨物自動車運送事業法輸送安全規則第10条第2項による初任診断及び適齢診断を対象とする。

（助成対象者）

第3条 会費の滞納がない会員により事業用貨物自動車の常時選任運転者として採用された者。

（助成金額）

第4条 助成金の額は、下表によるものとする。

適性診断の種類	助成金額
初任診断	3,800円
適齢診断	3,800円

（予算額）

第5条 当該年度における交付金予算の範囲内での実施とする。

（実施期間）

第6条 当該年度における実施期間は別に定めるものとする。

（受診料の助成）

第7条 助成の実施にあたっては、適性診断実施機関と締結する覚書に基づき実施する。

（附則）

第1条 この要綱は、令和2年4月1日より適用する。

適性診断機器導入促進助成事業について

会員が、運行管理上の安全対策に資することを目的に、指定の適性診断機器を導入する場合、助成を行います。

助成対象	・ ACCESS CHECKER Mini ACM200 （可搬型）（（株）日立ケーイーシステムズ社製） ・ ACCESS CHECKER Mini ACM300 （可搬型）（（株）日立ケーイーシステムズ社製）
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	診断機器1台あたり20万円
申請方法	①交付申請（R2.4.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 * 必要添付書類：機器購入に係る領収書の写し * リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 * 領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該機器導入が特定できる記述が必要です。
注意点	一会員あたりの助成上限は、1台までとなります。

適性診断機器導入促進助成金交付要綱

平成23年3月18日制定
平成31年3月19日一部改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人長崎県トラック協会（以下「長ト協」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）に勤務する乗務員の適性診断の受診促進を図り、運行管理上の安全対策に資することを目的に当該年度に新たに適性診断機器を導入する会員に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成の対象となる機器は以下のとおりとする。

- ACCESS CHECKER Mini ACM200（可搬型）：（株）日立ケーイーシステムズ社製
- ACCESS CHECKER Mini ACM300（可搬型）：（株）日立ケーイーシステムズ社製

(交付額)

第3条 1台あたりの交付額は、会員が当該年度に新たに導入する機器に対して下表のとおりとする。なお、1事業者あたりの助成上限は1台までとする。

機器名	助成金額
ACCESS CHECKER Mini ACM200（可搬型）	20万円
ACCESS CHECKER Mini ACM300（可搬型）	20万円

(交付申請)

第4条 助成を希望する会員は、様式1による適性診断機器導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 長ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式2の交付決定通知書により会員事業所へ通知する。

2 長ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を別に定める。

(実績報告)

第7条 第5条により交付決定を受けた会員が機器導入を完了したときは、別に定める期日までに様式3の適性診断機器導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を長ト協に提出しなければならない。

(実績報告提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を別に定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容の変更もしくは取下げる場合は、様式4の適性診断機器導入助成事業変更・取下届を提出しなければならない。

(機器の処分制限)

第11条 会員は、交付対象となった機器を導入日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、予め長ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より施行する。

第2条 改正前の要綱（平成23年3月18日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

環境対応車導入促進助成事業について

会員の環境対応車導入に対し、種別に応じた助成を行います。

助成を希望する場合は、**車両導入前に交付申請**を、車両導入後に実績報告を行う必要があります。

※ **1事業者あたり1台まで申請できます。**

※ 4～7月登録車両につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック *令和2年4月1日～令和3年2月26日までに初度登録が完了するもの
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ・実施要領をご確認下さい。
申請方法	CNG車、ハイブリッド車については、協会まで電話にてお問合せ下さい。
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。

令和2年度環境対応車導入促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など環境負荷の低い事業用トラックの導入促進を図る。

2. 予算

386千円

3. 助成対象車両

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、令和2年4月1日から令和3年2月26日までに登録が完了する車両を助成対象とする。*（1）～（2）は初度登録の車両

- (1) 天然ガス自動車 (2) ハイブリッド自動車
- (3) 天然ガス自動車 (使用過程にあるディーゼル車からの改造)

4. 助成上限

会員一者あたりの助成上限は、一律1両までとする。

5. 協調補助

ハイブリッド自動車等その他の対象自動車については、国及び全ト協等の協調機関の定めによるものとする。

6. 助成率・助成額

天然ガス自動車（新車）

車両総重量	全ト協	計
2.5トンクラス	1,000,000	1,000,000

（以下国補助金併用を条件とするもの）

ハイブリッド自動車

最大積載量	全ト協	県ト協	計
2トンクラス	97,000	96,000	193,000
4トンクラス	335,000	335,000	670,000

天然ガス自動車

最大積載量	新車			使用過程車改造		
	全ト協	県ト協	計	全ト協	県ト協	計
2トンクラス	134,000	133,000	267,000	100,000	100,000	200,000
4トンクラス	500,000	500,000	1,000,000			

7. 申請受付期間

令和2年7月1日～令和2年12月18日

*予算に達した場合は、その時点までとする。

*実績報告の期限については、車両登録完了後3カ月以内とし、年度末においては2月26日までとする。

*助成金の交付は、協会が行う調査への回答事業者を優先して行う為、未回答事業者は交付決定を保留し、回答事業者により予算を超過した場合は不交付として取り扱う。

8. その他

助成対象となる導入方法は、買取り又はリースとする。

環境対応車導入促進助成交付要綱

平成16年3月22日制 定
令和2年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県トラック協会（以下「長ト協」という。）が行なう、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の導入を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む）、ハイブリッド自動車及び電気自動車をいう。

(助成の対象事業)

第 3 条 長ト協は、会員事業者（以下「事業者」という。）から環境対応車導入に対する助成の申請があつた場合、助成の一部を充てるため予算の範囲内で助成することができる。

2 前項の申請に対して、全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の「環境対応車導入促進助成金交付要綱」により助成の対象となるものに対し、この要綱に基づき助成する。
3 ただし、会費の滞納がないことを要件とする。

(助成の交付額)

第 4 条 前条第1項の助成の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変えることが出来る。

2 消費税は助成の対象外とする。

(車両の登録)

第 5 条 助成の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月12日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。（使用過程にあるディーゼル車からの改造天然ガス自動車を除く）

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める期日までに、環境対応車導入促進助成金交付申請書を長ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

(交付決定)

第 7 条 長ト協は、第6条の申請が適正である場合、及び全ト協との協調補助においては全ト協が助成対象と認めた場合、様式2による環境対応車導入促進助成交付決定書により事業者に対し通知する。

2 長ト協は前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(導入実績報告及び助成金の請求)

第 8 条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、様式3により環境対応車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を長ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 9 条 長ト協は、前項の環境対応車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査するとともに、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請書の変更・取下げ)

第 10 条 交付決定後、申請内容を変更するときは、事業者は、様式 4 による環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書を長ト協に提出しなければならない。

2 交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式 5 により環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を長ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第 11 条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、長ト協は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し当該車両が初度登録から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 事業者が長ト協を脱会又は長ト協より除名処分されたとき。
- (5) 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者に交付されているときは、長ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第 12 条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という）に供してはならない。但し、あらかじめ長ト協の承認を受けた場合はこの限りでない。

(報告)

第 13 条 長ト協は事業者に対し、助成に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)（令和 2 年 3 月 19 日）

第 1 条 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業について

会員のアイドリングストップ支援機器（蓄熱マット、エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置）導入に対し、種別に応じた助成を行います。

助成を希望する場合は、**装置導入前に交付申請を、装置導入後に実績報告を行う必要があります。**

※4～7月中の装置導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	①蓄熱マット：NEW一休さん、ひだまりくん、ニューほんわかねるべー、ぬくぬくブランケットDX ②エアヒータ：別に定める助成対象機器（全日本トラック協会の助成対象機器） ③車載バッテリー式冷房装置：別に定める助成対象機器（全日本トラック協会の助成対象機器）
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	①蓄熱マット：5千円（県ト協：5千円、全ト協：なし） ②エアヒータ、③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の1/2 *上限6万円（県ト協：なし、全ト協：6万円）
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 装置の導入前に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、装置を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。 ③実績報告（～R3.2.26） 交付決定を受けている場合は、装置導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書（下記書類を添え）を提出して下さい。 ・蓄熱マット：実績報告書（様式1）、領収書写し ・エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置：実績報告書（様式2）、車検証写し、搭載証明書、 領収書写し（リース契約書、割賦販売契約書） *領収書（リース契約書、割賦販売契約書）については、当該装置導入が特定できる記述が必要です。 新車装着等により領収書に記述がない場合は、請求書等の特定できる書類を添付して下さい。
注意点	①国の補助金と重複して申請できません。 ②各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ③申請と異なる導入（装着車両の変更、導入数の減少）を行う場合は、変更・取下届出書が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。

令和2年度アイドリングストップ支援機器助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

新たにアイドリングストップ支援機器を導入した会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

430千円

3. 助成交付額

- (1) 電気式の毛布・マット等：1枚あたり5,000円
- (2) エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置：機器価格の2分の1（上限6万円）

4. 助成対象機器

- (1) 電気式の毛布・マット等

- ①NEW一休さん
- ②ひだまりくん
- ③ニューほんわかねるべー
- ④ぬくぬくブランケットDX

(2) (3) エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置 *お問合せ下さい。

5. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

*交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 申請様式

様式1「アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付申請書」を共通様式1「令和2年度助成金交付申請書」に、様式3「アイドリングストップ支援機器導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を共通様式2「令和2年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）」に代えて申請するものとする。

7. 交付要綱

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱を別に定める。

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成12年4月27日制 定

平成30年3月19日最終改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、環境対策の一環として取り組んでいるアイドリングストップの励行を支援するため、アイドリングストップ支援機器（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第 2 条 トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の（1）～（3）に掲げるもの。
(1) 電気式の毛布・マット等
(2) エアヒータ
(3) 車載バッテリー式冷房装置

2 助成の対象となる機器は別に定める。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、機能に応じて別に定める額を交付する。
ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1によるアイドリングストップ支援機器導入助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 県ト協は、前条様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1アイドリングストップ支援機器導入助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第 6 条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 第 7 条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第 10 条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式 3 の助成事業変更届書を、申請を取下げる場合は、様式 4 の助成事業取下届出書を提出しなければならない。

但し、導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第 12 条 会員事業者は、交付対象となった機器を装着の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第 13 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

- 2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協及び全ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（令和 2 年 3 月 19 日）

第 1 条 本要綱は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

グリーン経営認証取得促進助成事業について

会員がグリーン経営認証制度（公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による）において、認証・登録又は更新に要した費用の助成を行います。

助成を希望する場合は、**取得前に交付申請、取得後に実績報告（助成金交付請求）**を行う必要があります。

※4～7月中の取得・更新につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	・新規取得：令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に認証を新たに取得した会員事業者 ・更新取得：令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に認証を更新した会員事業者
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	新規取得：7万円、認証更新：5万円 ＊費用の合計が各助成額に満たない場合はその金額を上限とします。
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R2.12.18） 認証取得前（更新前）に交付申請書を提出して下さい。 ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、新規（更新）審査申請を行って下さい。 ③実績報告（～R3.2.26） 認証新規（更新）取得後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 ＊必要添付書類：①グリーン経営認証登録証の写し ②認証・登録にかかる請求明細書（写し）及び領収書（写し）
注意点	①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②認証更新時において、その更新時期が3月以降であり、必要な書類を実績報告期日（2月26日）までに準備できない場合は、交付申請時にその旨を申告した者に限り、実績報告期日を3月19日まで遅らせることがあります。

令和2年度グリーン経営認証制度促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証するグリーン経営認証制度において、新たに認証を取得・登録又は更新した会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

400千円

3. 助成交付額

助成額は、認証・登録の取得及び更新に要した費用のうち新規取得時は70,000円、更新時は50,000円を上限とする。

4. 助成上限

同一会員事業者に対する助成金の交付は、年度あたり1回を限度とする。

5. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

*交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 交付要綱

グリーン経営認証制度取得促進助成金交付要綱を別に定める。

グリーン経営認証制度促進助成事業助成金交付要綱

平成20年3月24日制定

平成30年3月19日一部改正

公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 長崎県 トラック 協会（以下「県ト協」という。）は、環境対策推進を目的にグリーン経営を推進する認証制度において認証・登録を取得又は更新する会員事業者に対して助成金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

グリーン経営を推進する認証制度とは、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証するグリーン経営認証制度をいう。

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、グリーン経営の認証・登録の取得及び更新に要した費用のうち新規取得時は 70,000 円、更新時は 50,000 を上限とする。

(交付申請)

第 4 条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて様式 1 によるグリーン経営認証取得促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第 5 条 県ト協は、前条様式 1 による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、様式 1 グリーン経営認証取得促進助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第 6 条 第 4 条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第 7 条 会員事業者が、グリーン経営の認証・登録又は更新を完了したときは、別に定める期日までに様式 2 グリーン経営認証取得促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第 8 条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第 9 条 第 7 条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容の変更もしくは取下げる場合は、共通様式4の取下届書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(導入効果等の報告等)

第12条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、制度導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（令和2年3月19日）

第1条 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

信用保証協会保証料助成事業について

セーフティーネット関連の信用保証協会保証付融資を利用した際、その保証料の一部を助成します。助成を希望する場合は、**制度利用後、助成申請を行**う必要があります。

助成対象	セーフティーネット保証（1～8号認定）による融資における信用保証料
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和3年2月26日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	保証料の1/2 * 一年度一事業者あたり上限20万円（県ト協・全ト協：1/4） * 上限額に達するまで何度でも申請できます。
申請方法	①交付申請（R2.7.1～R3.2.26） 融資制度利用後、必要書類を添えて交付申請書を提出して下さい。 * 必要添付書類 ①「信用保証協会保証料助成申請書」の写し ②「信用保証決定のお知らせ（保証協会発行）」の写し ③「セーフティーネット保証に係る認定書」の写し ②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致します。
注意点	①交付申請期日（2月26日まで）については期日厳守となりますので、計画的に諸手続きを行って下さい。 ②申請の際に保証協会発行「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」及び市町村発行「セーフティーネット保証に係る認定書」の写しが必要となりますので、金融機関へ融資申込の際は事前にコピーをとる等ご注意下さい。

令和2年度信用保証協会保証料助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 目的

原油価格高騰及び景況悪化により資金繰りに支障が生じている中小企業に対し、国及び地方公共団体が定めるセーフティーネット関連の信用保証協会保証付融資にかかる保証料について一部助成を行う。

2. 予算

200千円

3. 助成対象者

地方公共団体及び国が定めるセーフティーネット保証（1～8号認定）による融資を利用した会員事業者で会費の滞納がない者。

4. 助成対象資金

対象資金は原油高騰及び景況悪化の影響を受けている県内中小企業の経営安定を図るため経営上必要な運転資金等とする。

5. 助成額

信用保証料のうち事業者負担額の2分の1（限度額20万円）の額を助成する。

6. 実施期間

令和2年4月1日～令和3年2月26日

*申請書の提出期限：令和2年2月26日

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 交付要綱

交付要綱を別に定める。

信用保証料助成金交付要綱

平成20年3月24日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者が、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰りを目的とした地方公共団体が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証および国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保証法第2条第4項第1号～第8号)を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号にところによる。

- (1) 「金融機関」とは原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰りを目的とした地方公共団体が定めるセーフティーネット制度融資を取扱う金融機関及び信用保証協会がセーフティーネット保証(中小企業信用保証法第2条第4項第1号～第8号)を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰りを目的とした地方公共団体が定めるセーフティーネット制度融資を取扱う金融機関及び信用保証協会がセーフティーネット保証(中小企業信用保証法第2条第4項第1号～第8号)融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われる信用保証料をいう。

(事業期間)

第 3 条 本要綱に定める助成事業は、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り対策として実施するものであり、当該年度の2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第 4 条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。
ただし、その額が20万円を越えるときは20万円を限度とし、当該年度の2月末日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第 5 条 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1(その額が20万円を越えるときは20万円)を協会に申請することができる。

2. 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」および「セーフティーネット保証に係る認定書」(セーフティーネット保証の場合)の写しを添付しなければならない。
3. 助成金の交付申請は隨時行うことができる。
ただし、最終申請期間は当該年度の2月末日とする。

(助成金の交付)

第 6 条 協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第 7 条 当該助成金の交付を受けた事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から 14 日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

2. 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第 8 条 助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成事業について

会員が従業員に準中型、中型、大型、けん引免許を取得させる場合、助成を行います。

助成を希望する場合は、必ず免許取得前に協会へご相談下さい。

※4～7月中の諸手続きについて、事前に協会に相談があった場合は7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に免許取得に要した費用 ※令和3年2月26日までに交付申請から免許取得まで完了することが必要です。
申請期間	令和2年7月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	<p>以下の金額を上限として、要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とします。</p> <p>○大型免許を取得する場合：15万円 ○中型免許又はけん引免許を取得する場合：10万円 ○準中型免許を取得する場合：新規4万円、限定解除2万5千円</p> <p>助成の対象となる免許取得の方法は（以下、準中型免許取得に係る助成を除く）、</p> <p>①教習所を卒業して免許を取得 ②教習所に通わず直接運転免許試験場で取得となります。</p> <p>ただし、本助成を受けるには協会が指定する安全運転研修を別途受講しなければいけません。</p> <p>* 教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所 * 指定研修：協会が実施する運転者研修（お問合せ下さい） * 免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。</p> <p>※準中型免許取得に係る助成については、別途お問合せ下さい。</p> <p>※同一従業員に対する助成回数は、1回のみとします。</p> <p>2種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額が適用されます（合算額ではありません）。</p> <p>※免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用（宿泊費、食事費等は対象外）となります。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除きます。直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料（何度受験しても可）となります。</p> <p>※助成対象費用は、令和2年度内に支払ったもの（領収書日付が令和2年4月以降）に限ります。</p>
申請方法	必ず事前に協会へ助成適用の可否及び申請の流れ、申請様式等につきましてお問合せ下さい。
注意点	①免許取得費用は会員事業者が負担することが必要です。 ②人材育成の観点から、制度により免許を取得した従業員の方が免許取得2年後に退職等により在籍されていない場合は助成金を返還して頂きます。

令和2年度中型・大型・けん引免許取得促進助成事業実施要領

令和2年3月19日
公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 事業の趣旨

平成19年6月2日より改正施行された道路交通法において中型免許制度が新設されたことにより、中型・大型・けん引免許取得ドライバーの確保、若手ドライバーの雇用機会の減少、免許取得費用の増大といった問題が懸念されている。公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)は、会員事業所(以下「会員」という)が従業員に必要な免許を取得させた場合、要した費用の一部を助成し、会員の細分化した免許制度への対応及び人材育成への取組みを支援する。

2. 予算

8, 000千円

3. 助成対象

教習所を卒業して免許を取得した場合や教習所に通わず直接運転免許試験場で取得した場合助成を行う。ただし、本助成を受けるには協会指定のドライバー研修を別途受講しなければならない。

*教習所：道路交通法第99条により公安委員会から指定された自動車教習所

*指定研修：協会が開催する貨物自動車ドライバー等安全運転研修

*免許取得と指定研修受講の時期は、その前後は問いません。

4. 助成交付額

助成金の額は、大型免許は150,000円、中型免許及びけん引免許は100,000円を上限に免許取得にかかる費用のうち会員が負担した費用の2分の1を助成する。なお、準中型免許取得にかかる助成については、全日本トラック協会の定めによるものとする。

*会費の滞納がないことを要件とする。

*同一従業員に対する助成回数は、1回のみとする。

2種類の免許を同時に取得する場合は、上限額の多い方の額を適用する(合算額ではない)。

*免許取得にかかる費用とは、教習所に入学し免許を取得する場合は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用(宿泊費、食事費等は対象外)とする。ただし、2回目以降の検定料と補習料金は除く。

直接、運転免許試験場で免許を取得する場合は、試験手数料(何度受験しても可)とする。

*含める事ができる費用は、令和2年度内に支払ったもの(領収書日付が令和2年4月以降)に限る。

*助成の対象となった免許取得者が取得後2年内に退職した場合は、助成金の返納を求めます。

5. 実施期間

*令和2年4月1日～令和3年2月26日

*交付申請については12月18日までを、実績報告については2月26日までを期限とする。

*上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

6. 交付要綱

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成金交付要綱を別に定める。

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金交付要綱

平成22年5月10日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者(以下「会員」という)がドライバー育成対策の一環として行う、従業員の大型、中型、けん引免許取得を支援するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号にところによる。

- (1) 「大型免許」とは、車両総重量11トン以上又は最大積載量6.5トン以上等の自動車(大型自動車)を運転できる免許である。
- (2) 「中型免許」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満又は最大積載量4.5トン以上6.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (3) 「準中型免許」とは、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満又は最大積載量2トン以上4.5トン未満等の自動車を運転できる免許である。
- (4) 「けん引免許」とは、750kg以上の被けん引車をけん引する場合に必要な免許である。
- (5) 「協会指定の研修」とは、長崎県トラック協会が開催する運転者向け研修とする。

(助成対象)

第 3 条 当該年度の4月1日から翌年2月末日の間に、前条(1)、(2)、(4)に掲げる免許のいずれかを取得し別に定める助成要件を満たす従業員が在籍する会員を対象とする。
なお、助成対象となる免許取得者は、免許取得後2年以内に当該会員を離職しないことを同意した者に限る。また、同一従業員に対する助成回数は、1回のみとする。

- 2 ただし、会費の滞納がないことを要件とする。
- 3 前条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の金額及び上限額)

第 4 条 1人あたりの助成金額は、以下の金額を上限として、上記第2条(1)、(2)、(4)の対象免許のいずれかを所得するにあたって要した費用のうち会員が負担した費用の2分の1の額とする。

免許種別	1人あたり助成上限額
中型免許	100,000円
大型免許	150,000円
けん引免許	100,000円

- 2 会員1者あたりの上限について、別に定めるものとする。
- 3 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成対象費用)

第 5 条 助成対象費用は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用又は試験手数料とする。
2 第2条(3)の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成申請受付期間)

第 6 条 助成の申請受付期間は、実施要領で定める。

(助成金交付申請)

第 7 条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(免許所得前)

- ①助成制度事前申請書（様式 1）
- ②誓約書及び在籍証明書（様式 2）
- ③運転免許証の写し
- ④その他協会が必要と定めるもの

(免許取得後)

- ①助成金請求書（様式 4）
- ②免許取得に関する証明（運転免許証の写し）
- ③教習機関等への費用支払領収書の写しなど支払いを証明できるもの
- ④協会指定研修の修了証の写し等受講が証明できるもの
- ⑤その他協会が必要と定めるもの

(免許取得後 2 年経過時)

- ①在籍証明書（様式 5）
- ②その他協会が必要と定めるもの

2 第 2 条（3）の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(助成金の交付決定通知)

第 8 条 協会は、会員からの助成金請求書及びその他必要な書類を受け付け、助成対象に適合すると認められた時は、交付決定通知書により会員に通知する。

(助成金の返納)

第 9 条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合及び助成の対象となった免許取得者が取得後 2 年以内に退職した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

2 第 2 条（3）の掲げる免許に係る助成は、全ト協の定めによるものとする。

(報告の義務)

第 10 条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならぬ。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。
。

(附則)

第 1 条 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

中小企業大学校講座受講促進助成について

法定中小企業者である会員が、経営安定対策の一環として、その経営者、後継者、従業員を中小企業大学校へ派遣し、所定の講座を受講させた場合、助成を行います。

助成対象	法定中小企業者（資本金3億円以下又は常用従業員300人以下）の経営者、後継者、従業員
申請期間	令和2年4月1日（水）～令和2年12月18日（金）（交付申請書提出期限）
助成金額	受講料の3分の2 ※一事業者から複数申込みいただけます。
申請方法	<p>①協会への助成金申込み（R2.7.1～R2.12.18） 助成金事前申請書を協会へ提出して下さい。</p> <p>②中小企業大学校への研修申込み 協会より受講承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講申込み手続きを行って下さい。 申込みと同時に受講料を納入する必要がある場合は、所定の受講料全額を納入して下さい。</p> <p>③助成金交付請求※受講修了後（～R3.2.26） 受講修了通知書、助成金交付請求書、請求内訳書を協会へ提出して下さい。</p>
注意点	対象講座内容を交付要綱でご確認下さい。

中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱

平成13年4月26日制 定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人長崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「協会」という)の会員事業者(以下「会員」という)が経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に行う、経営者、管理者等の中小企業大学校講座受講を促進するための助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 協会の会員で法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者及び従業員とする。

2 ただし、会費の滞納がないこと。

(対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	所在地	電話
旭川校	〒078-8555 北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	〒989-3126 宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	〒955-0025 新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	〒207-8515 東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡	0790-22-5931
広島校	〒733-0834 広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	〒822-0005 福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

(対象講座)

第4条 対象となる講座は、当該年度における中小企業大学校の各校が定める講座(但し、2月末までに修了証が交付される講座)であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材教育、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

(助成交付額及び受講定員)

第5条 助成交付額は、1回の受講料の3分の2とする。

2 一事業者からの複数の申込みも妨げない。

(助成金交付申請)

第6条 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、以下に掲げる書類を協会へ提出する。

(受講前)

① 助成金事前申請書（様式1）

② 申請内訳

(受講後)

① 受講修了通知書（様式2）

② 助成金交付請求書（様式3）

③ 請求内訳

(大学校への申込み)

第7条 前条の事前申請に対して協会から受講の承認の連絡があり次第、中小企業大学校へ受講申込み手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を、会員が直接、当該校に納入する。

(助成金の交付)

第8条 協会は会員より受講後の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その内容が条件に適合すると認めたときは会員に対して助成金を交付する。

(受講講座の変更及びキャンセル)

第9条 会員は助成の申し込みを行った後、やむを得ない理由により受講講座の変更又はキャンセルをした場合、速やかに協会へ連絡し、変更届出書（様式4）を提出する。

(助成金の返納)

第10条 協会は会員の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第11条 助成金の交付を受ける会員は、協会が必要と認めた場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則) (令和2年3月19日)

第1条 この要綱は令和2年4月1日から適用する。

令和2年度助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請にあたっての確認事項（内容をご確認頂き、間違いなければ□に✓を付して下さい）

- 長崎県内の認可営業所で使用する機器及び事業用自動車に装着する機器に対してのみ申請を行います。
- 実績報告期限が令和3年2月26日である事、3月以降の導入分は助成の対象外である事を確認しました。
- その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額：

円

申込者 (導入事業者)	会社名称		
	代表者の役職・氏名	印	
	会社住所	〒 -	
	担当者名	TEL : FAX :	

※ 1.該当するものに○を付してください。 2.導入機器毎に作成（申請）してください。

申請助成事業	DR：ドライブレコーダ（連携型・標準型）		
	S：安全装置（バックアイカメラ・アルコールインターロック・IT点呼用アルコール検知器・側方視野確認支援装置）		
	B：衝突被害軽減ブレーキ装置 ※車両総重量3.5t以上8t未満のトラックに助成対象装置を装着した場合		
	A：アルコール検知器		
	H：血圧計		
	I：アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置）		
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数：
			台
導入完了予定月： 年 月 ※令和3年2月26日までに導入(支払)完了するものが助成対象です。			
導入方法： 買取り ・ リース ・ その他 ()			

※添付書類：見積書の写し（機器名、型式等がわかるもの）

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

R2 第 号

交付決定（令和 年 月 日付 ※助成予定額： 円）

- ※交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

決定保留（予算超過の為）

- ※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。
補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

機器導入後は、速やかに（1か月以内に）実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当：

)

令和2年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金請求額：

円

申請者（導入事業者）

会社名称			
代表者の役職・氏名			
会社住所	〒 -	TEL:	FAX:

助成金振込先 ※ 下記に□してください

事前登録口座への振込を希望します 以下の口座への振込を希望します

銀行名 :	銀行・ 信金・信組	支店 (普通・当座) 口座番号 :
フリガナ 口座名義 :		

導入機器詳細

承認番号	R2 (DR・S・B・A・H・I) 第 号		
導入機器	メーカー名 :	機器名・型式 :	導入台数 : 台
導入完了月 :	年 月	導入方法 : 買取り · リース · その他 ()	

※添付書類：請求内訳書、領収書（リース契約書、割賦販売契約書）の写し、車両装着分については車検証の写し、取付証明書

(以下、協会受付印がある場合のみ有効) ※助成確定時は以下によりFAXで通知します。

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 円

※交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の全部又は一部を返還して頂きます。

令和 年 月 日
公益社団法人 長崎県トラック協会

R2 第 号
受付印

決 裁	常勤理事	事務局	担当

請求内訳書

整理番号	装着車両登録番号 (営業所名)	装着(設置)月	助成金額
1	()	年 月	円
2	()	年 月	円
3	()	年 月	円
4	()	年 月	円
5	()	年 月	円
6	()	年 月	円
7	()	年 月	円
8	()	年 月	円
9	()	年 月	円
10	()	年 月	円
合計			円

購入先 (販売会社) ※領収書発行先	
--------------------	--

*本様式は長崎県トラック協会の助成事業において、助成対象機器の導入（取付）を証明する為の様式です。

令和 年 月 日

(申請事業者名)

様

取付証明書

下記のとおり機器を装着した事を証明します。

装着車両の登録番号	機器名称・型式等			装着日	備考
	メーカー名	機器名	型式		

(取付業者)

会社名

住 所

T E L

印

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 _____ 印

住所 _____

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された
衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登録番号	
車台番号	
装置名	
備考	

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

_____ トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 -
電話／FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全ト協 指定 機関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地方協会 指定 機関	検査・医療機関名	
	代表者名	
	住所	〒 -
	電話番号	担当者名

※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県 トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

会社名称		
会社住所	〒 -	
代表者名		
営業所名		
担当者名		担当者携帯
連絡先	TEL	FAX

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。研修日程は同じです。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日（13時間）	
2	初任運転者研修 2日（15時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2日	

2. 受講者及び研修コース

- ①希望研修コースは、上記1の研修No.を記入してください。
 ②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男女	歳	S, H 年 月 日	年 月 日			希望する・しない
	男女	歳	S, H 年 月 日	年 月 日			希望する・しない

※ 离島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）会員に係る交通費助成申請（1万円）： 有 · 無

【注意】

- ※ 研修1回あたり1事業者2名まで
 ※ 受講料（49,500円）に係る助成金は協会から研修機関へ、離島会員に係る交通費助成は会員へ交付します。
 ※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。
 ※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）

FAX 093-293-2427

※ 研修のご案内は、研修日の1週間前（前週の金曜日）にFAXにてお送りいたします。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金実績報告書（交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

担当者名

TEL・FAX

下記のとおり貨物自動車ドライバー等安全運転研修を受講したので、貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金交付要綱に基づき報告（請求）します。

記

1. 受講した研修コース : 年 月 日 ~ 月 日

2. 研修受講者

ふりがな 氏 名	所属営業所所在地 離島地区 ・ 離島地区外
-------------	------------------------------

3. 助成金

離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）の所属会員に係る交通費助成（1万円）： 有 ・ 無

※受講料（49,500円）の全額助成については、協会より研修実施機関へ直接支払います。

4. 助成金振込先（離島地区に係る交通費助成の請求がある場合のみ下記に印してください）

事前登録口座への振込を希望します 以下の口座への振込を希望します

銀行	支店
フリガナ	
（普通 ・ 当座）口座番号 : _____	
口座名義 _____	

*添付書類・・・研修修了証の写し

協会使用欄（申請者は記入しないで下さい） 添付書類照合： 助成金交付日：令和 年 月 日 備考：	決 裁		受付
	常勤理事	事務局	

申込書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受付済印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名(営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL) ※(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信FAXをしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 診断種類に□ 受診日を記入	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
				月 日 時 分開始
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	□初任 □適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日 時 分開始
		□受診しない	□受講しない	
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	□初任 □適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日 時 分開始
		□受診しない	□受講しない	
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	□初任 □適齢 (月 日)	□受講する (月 日～月 日)	月 日 時 分開始
		□受診しない	□受講しない	

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)

所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間10分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約2時間)

○持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30～9:00

○講習時間 9:00～17:30

○持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋(2日目のみ必要)

○その他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前(ただし、定員になり次第締め切りとなります)

※申込先※

 新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3
TEL 0959-27-0136

FAX送信先 0959-27-1778



令和 年 月 日

健康診断受診促進助成金交付申請書

(助成金交付請求書)

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

捺印

健康診断を実施しましたので、健康診断受診促進助成事業助成金交付要綱第7条に基づき、助成金の交付について以下のとおり請求します。

助成金請求額 : 円 (名分)

会社名称			
代表者の役職・氏名	印		
会社住所	〒 _____ -	TEL:	FAX:
助成金振込先 ※ 下記に□してください <input type="checkbox"/> 事前登録口座への振込を希望します <input type="checkbox"/> 以下の口座への振込を希望します			
銀行名: _____ 支店 (普通・当座) 口座番号: _____ フリガナ: _____ 口座名義: _____			

受診者名簿	①	⑥	⑪
	②	⑦	⑫
	③	⑧	⑬
	④	⑨	⑭
	⑤	⑩	⑮

* 15名以上の申込を行う場合は、別紙にて受診者名簿（様式はお問合せ下さい）を添付して下さい。

*添付書類の医療機関発行の請求書(写)、領収書(写)については、どちらかに受診者数の明記が必要です。

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日 : 令和 年 月 日 ※助成額 : , 000円)

受付印

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

決裁	常勤理事	事務局	担当

令和2年度グリーン経営認証制度促進助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

捺印

助成金申請予定額 :

円

申込者 (申請事業者)	会社名称		
	代表者の役職・氏名	印	
	会社住所	〒 一	
	担当者名	TEL:	FAX:

取得予定営業所	営業所名称	取得区分	登録番号(更新時のみ)	取得予定月
	①	新規・更新	T	年 月
	②	新規・更新	T	年 月
	③	新規・更新	T	年 月
	④	新規・更新	T	年 月
	⑤	新規・更新	T	年 月

更新時の申告内容の（有・無）※「有」の場合は以下を記入して下さい。

更新登録日が令和3年3月 日の為、実績報告書を令和3年3月 日までに提出することを誓約します。

※添付書類：申請内訳書（上表で足りない場合）

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

R2グ認第 号

受付印

交付決定（令和 年 月 日付）

※取得後は速やかに実績報告書を提出すること。

※助成額、新規取得時は7万円、認証更新時は5万円とし、費用の合計が各助成額に満たない場合はその金額を上限とします。

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当： ）

令和2年度グリーン経営認証取得促進助成金実績報告書（助成金請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

捺印

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金請求額：

円（申請承認番号：R2グ認第 号）

会社名称			
代表者の役職・氏名	印		
会社住所	〒 —	TEL:	FAX:
助成金振込先 ※ 下記に図してください <input type="checkbox"/> 事前登録口座への振込を希望します <input type="checkbox"/> 以下の口座への振込を希望します 銀行・ 銀行名: _____ 信金・信組 支店（普通・当座）口座番号: _____ フリガナ 口座名義: _____			

	営業所名称	取得区分	登録番号	有効期限
取得営業所	①	新規・更新	T	年 月 日
	②	新規・更新	T	年 月 日
	③	新規・更新	T	年 月 日
	④	新規・更新	T	年 月 日
	⑤	新規・更新	T	年 月 日

※添付書類：①グリーン経営認証登録証の写し ②認証・登録にかかる請求明細書（写し）及び領収書（写し）

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

受付印

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 0,000円）

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

決裁	常勤理事	事務局	担当

捨印

令和 年 月 日

信用保証協会保証料助成申請書
(原油価格高騰対策支援)

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

事業者名

代表者名

担当者名

住 所

T E L / F A X

印

弊社(弊店)は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料額の2分の1の額(限度額20万円)について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料計算書(写)」を添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

記

申請額 金 円

1. 申請明細

①保証金額(借入金): _____ 円 ②借入金使途(○を付して下さい): 運転・設備

③保証制度名: _____ ④セーフティーネット保証: 有・無

⑤保証料率: _____ % ⑥借入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

⑦借入金融機関／支店: _____

⑧保証料額(事業者負担額): _____ 円 ⑨左記保証額の2分の1: _____ 円

⑩助成金額: _____ 円 ※助成申請額の限度額は200,000円とし、1,000円未満切り捨て
<添付書類>以下書類の写し

「信用保証協会保証料助成申請書」、「信用保証決定のお知らせ(保証協会発行)」、「セーフティーネット保証に係る認定書」

2. 助成金振込先 ※ 下記に□してください

事前登録口座への振込を希望します 以下の口座への振込を希望します

銀行・

銀行名: _____ 信金・信組 支店(普通・当座) 口座番号: _____

フリガナ

口座名義: _____

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日: 令和 年 月 日 ※助成額: _____ 円)

令和 年 月 日
公益社団法人 長崎県トラック協会

R 2 信保第 号

決裁	常勤理事	事務局	担当

準中型・中型・大型・けん引免許取得促進助成金事前申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

申込者 (申請事業者)	会社名称			
	代表者の役職・氏名			
	会社住所	〒 一		
	担当者名			TEL: FAX:
免許取得予定者	ふりがな 氏 名		男 ・ 女	生年月日 昭和・平成 年 月 日 (才)
	所属営業所		現在の職種 運転職・事務職・作業職・その他 ()	
	取得予定の免許種別	準中型（新規・限定解除）・中型・大型・けん引		
	免許取得の方法	<input type="checkbox"/> 運転免許試験場 <input type="checkbox"/> 公安委員会指定教習所（教習所名：）		
	指定研修会受講	年 月 ~ 日 受講：済・予定		

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

R 2免取第 号

 交付決定（令和 年 月 日付）

※本助成金の交付を受けるには、免許取得後に実績報告書の提出が必要です。

 不交付決定（令和 年 月 日付）

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当：

）

(様式2)

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

準中型・中型・大型・けん引免許取得助成制度誓約書及び在籍証明書

住 所

会社名

代表者

印

当社は、公益社団法人長崎県トラック協会の準中型・中型・大型・けん引免許取得助成制度に基づき助成を受けた当社従業員が免許取得の日から2年間を経過しないうちに退職した場合、及び提出した書類内容に虚偽の事実が判明した場合は、準中型・中型・大型・けん引免許取得助成金交付要綱第9条に基づきその者に係る助成金の全額を返還します。

また、本申請における下記免許取得予定者は当社に在職している貨物自動車運送事業の従事者であり、貨物自動車運送事業において必要な免許を取得するために本助成金申請を行っております。

記

1. 氏 名 :

2. 現 住 所 :

3. 生年月日 : 年 月 日

4. 入社年月日 : 年 月 日

5. 現在就いている職務内容（例：運転者、作業員）:

以上

令和2年度免許取得促進助成金実績報告書（助成金交付請求書）

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

交付要綱及び実施要領に基づき、助成金の交付について以下のとおり請求します。

助成金請求額： 円

申請事業者

会社名称			
代表者の役職・氏名	印		
会社住所	〒 -	TEL :	FAX :
助成金振込先 ※ 下記に囲してください <input type="checkbox"/> 事前登録口座への振込を希望します <input type="checkbox"/> 以下の口座への振込を希望します			
銀行名: _____ 銀行・信金・信組 支店（普通・当座）口座番号: _____			
フリガナ 口座名義: _____			

免許取得者：			
承認番号	令和 年 月 日付 R2免取 第 号		
取得免許	免許種別： 準中型・中型・大型・けん引	免許取得日：	年 月 日
安全運転研修会受講日		年 月 ~ 日	

※添付書類：①取得者の運転免許証の写し ②領収書の写し ③安全運転研修会の修了証の写し ※国補助金等は別紙参考

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申請者 殿

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 円)

※交付対象となつた免許取得者が、本助成金による免許取得の日から起算して2年を経過するまでの期間に申請時事業者を離職した場合、及び申請事業者が協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の全部を返還して頂きます。

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会

R2免取第 号

決 裁	常勤理事	事務局	担当

(様式1)

申請日 令和 年 月 日

**中小企業大学校講座受講促進助成制度
(助成金事前申請書)**

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

法人番号

事業者名

住 所

代表者名

印

電話番号

当社の経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱に基づき、講座を受講させる予定ですので、事前申請致します。

記

1. 申請予定額 _____ 円

2. 申請内訳 別紙のとおり

(以下、協会受付印がある場合のみ有効)

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

第 号

交付決定（令和 年 月 日付 ※助成予定額： 円）

決定保留（予算超過の為）

※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。
補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

受講後は、速やかに（1か月以内に）実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会 （担当：

）

(様式1別紙：申請内訳) 中小企業大学校講座受講促進助成制度

会社名()

	受講予定者氏名(役職)	年齢	校名	受講予定コース名	受講予定期間	受講料	申請予定額※
1	()				~	円	円
2	()				~	円	円
3	()				~	円	円
4	()				~	円	円
5	()				~	円	円
	計					円	円

※受講料については、事業者・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。

但し、事業者・県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担を差し引いた額とする。

<具体例> 受講料35,000円の場合

$$35,000 \text{円} \div 3 = 11,666 \text{円} \rightarrow \text{事業者・県ト協負担額 } \mathbf{11,600 \text{円}}$$

$$35,000 \text{円} - (11,600 \text{円} \times 2) \rightarrow \text{全ト協負担額 } \mathbf{11,800 \text{円}}$$

よって、この場合の助成額は 11,600円(県ト協) + 11,800円(全ト協) の23,400円 となる。

(様式3)

令和 年 月 日

中小企業大学校講座受講促進助成制度

(助成金交付請求書)

公益社団法人 長崎県トラック協会会長 殿

法人番号

事業者名

住 所

代表者名

印

電話番号

中小企業大学校講座受講促進助成制度実施要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額 _____ 円

2. 請求内訳 別紙のとおり

3. 助成金振込先 ※ 下記に囲してください
 事前登録口座への振込を希望します 以下の口座への振込を希望します

(銀行・信用金庫)

支店

(フリガナ)

(普通・当座) 口座番号 : _____ 口座名義 _____

※添付書類： 受講修了通知書（様式2）、受講修了証書（写）、振込金領収書（写）

(以下、協会受付印がある場合のみ有効) ※助成確定時は以下によりFAXで通知します。

申請者 殿

第 号

本助成金について、以下のとおり確定しましたので通知致します。

交付予定日：令和 年 月 日 ※助成額： 円

令和 年 月 日
公益社団法人 長崎県トラック協会

決 裁	常勤理事	事務局	担当

(様式3別紙：請求内訳) 中小企業大学校講座受講促進助成制度

会社名()

	受講者氏名(役職)	校名	受講コース名	受講期間	受講料	助成額※
1	()			~	円	円
2	()			~	円	円
3	()			~	円	円
4	()			~	円	円
5	()			~	円	円
計					円	円

※受講料については、事業者・県ト協・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。

但し、事業者・県ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び県ト協の負担を差し引いた額とする。

<具体例> 受講料35,000円の場合

$$35,000 \text{円} \div 3 = 11,666 \text{円} \rightarrow \text{事業者・県ト協負担額 } \mathbf{11,600 \text{円}}$$

$$35,000 \text{円} - (11,600 \text{円} \times 2) \rightarrow \text{全ト協負担額 } \mathbf{11,800 \text{円}}$$

よって、この場合の助成額は 11,600円(県ト協) + 11,800円(全ト協) の23,400円 となる。

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

(印)

担当者名

T E L

助成事業変更届出書

令和 年 月 日付けで申請しました標記助成金交付申請について、下記の通り変更することと致しますので届け出ます。

記

1. 承認(受付)番号 第 号

2. 変更理由

3. 変更内容 導入数の減少 (台→ 台)

4. 変更の詳細

本様式は、導入数の減少時に使用できます。

導入機器の変更時は取下げ後新たに交付申請を、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請を行って下さい。

協会使用欄(申請者は記入しないで下さい) 交付決定照合:	決裁 (交付金事業)		受付
	常勤理事	事務局	
承認日:令和 年 月 日			
備考			

令和 年 月 日

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者名

(印)

担当者名

T E L

助成事業 取下届出書

令和 年 月 日付けで申請しました標記助成金交付申請について、下記の通り取下げ致しますので届け出ます。

記

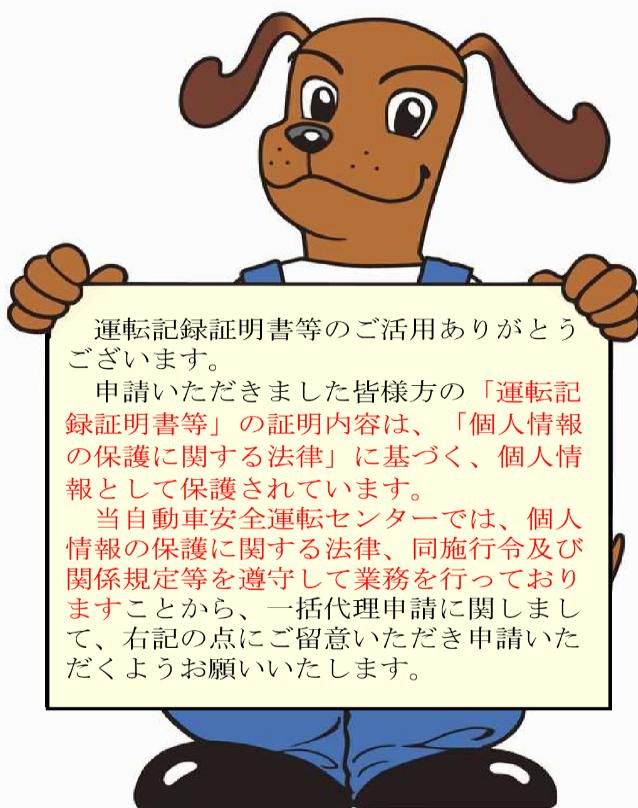
1. 承認(受付)番号 第 号

2. 取下理由

※本様式は、申請の取下げ時に使用できます。

協会使用欄(申請者は記入しないで下さい) 交付決定照合:	決裁 (交付金事業)		受付
	常勤理事	事務局	
承認日: 令和 年 月 日			
備考			

申請に当たっての留意事項



運転記録証明書等のご活用ありがとうございます。

申請いただきました皆様方の「運転記録証明書等」の証明内容は、「個人情報の保護に関する法律」に基づく、個人情報として保護されています。

当自動車安全運転センターでは、個人情報の保護に関する法律、同施行令及び関係規定等を遵守して業務を行っておりますことから、一括代理申請に関しまして、右記の点にご留意いただき申請いただくようお願いいたします。

申請者に対する委任内容の周知

申請者（社員の方々）が代理人に委任した内容（交付申請のみか、受領まで含むのか等。）について、申請者に確実に周知していただいた上で申請してください。

委任状申請者欄の記載及び押印

申請者の「氏名」、「免許証番号」、「生年月日」及び「委任年月日」欄は、申請者自身が署名・記載するか又は代理人等による記名（ゴム印、OA利用による印字等可）でもかまいません。

押印欄は、申請者から代理人への委任があったことを確認する必要上、必ず、本人による押印をお願いします。

一括申請の中で、押印されていない委任者がある場合は、委任があつたと認められませんので、その方の証明書を発行することはできません。

申請時に一緒に提出してください

委任状（申請者一覧）
（代理人）

法 人 名 (事業所名)	証明書交付申請書									
役職・氏名	記載の代理人									

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付申請手続及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。
また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	監理番号 (代理人しない場合は)	免 許 記 号										ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1	3 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	あんせん たろう 安全 太郎	大・印	平 62 . 5 . 1	29 . 12 . 1										
2	4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	こうじまち じろう 郷町 二郎	大・印	平 63 . 9 . 12	29 . 12 . 1										
3			大・印	平	.	.									
4			大・印	平	.	.									
5			大・印	平	.	.									

○申請者に委任内容を確実に周知してください。

無事故・無違反
証明書交付申請書
運転記録

(1) 5 年間
(2) 3 年間
(3) 1 年間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても同様に選択して下さい。
(表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター
○ ○ 事務所長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
なお、申請者総数は、 2 名です。

平成 年 月 日

（別紙委任状記載者代理人）
住 所（所在 地）：〒
法人名（事業所名）：
役職・氏名等：
連絡先担当者：
連絡先電話番号：

印

委任状記載の代理人

※申請者一覧が不足の場合は、委任状をコピーしてご利用ください

●お問い合わせ先●

〒850-8548 長崎市尾上町3-3 長崎県警察本部内

自動車安全運転センター長崎県事務所 ☎ 095-825-4591

無事故・無違反

証明書交付申請書

運転記録

(1) 5年間

(2) 3年間

(3) 1年間

※「無事故・無違反」、「運転記録」の別を○印で囲んで下さい。
 また、「運転記録」の場合は、「5年間」、「3年間」、「1年間」の別についても
 同様に表示して下さい。
 (表示のない場合は、「5年間」として取り扱わせていただきます。)

自動車安全運転センター

長崎県事務所長 殿

私は、別紙の者より貴センターが発行する上記証明書の「交付申請」及び「証明書受領」についての委任を受けましたので委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。
 なお、申請者総数は、名です。

令和 年 月 日

(別紙委任状記載者代理人)

住所（所在地）：〒

法人名（事業所名）：

役職・氏名等：

印

連絡先担当者：

連絡先電話番号：

委任状（申請者一覧）

(代理人)

法 人 名

(事業所名) _____

役職・氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、**運転記録証明書**の交付申請手続き及び証明書の受領にかかる一切の事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

No.	整理番号 (記入しないで下さい)	免 許 証 番 号										ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日	
1														大・昭・平	.	.
2														大・昭・平	.	.
3														大・昭・平	.	.
4														大・昭・平	.	.
5														大・昭・平	.	.
6														大・昭・平	.	.
7														大・昭・平	.	.
8														大・昭・平	.	.
9														大・昭・平	.	.
10														大・昭・平	.	.
11														大・昭・平	.	.
12														大・昭・平	.	.
13														大・昭・平	.	.
14														大・昭・平	.	.
15														大・昭・平	.	.